

体育後援会会則

- 第1条 本会は嶺北高等学校体育後援会と称する。
- 第2条 本会は嶺北高等学校の体育振興に協力することを目的とする。
- 第3条 本会はその目的達成のために次の事業を行う。
- (1) 体育振興に要する遠征費等の必要経費の確保。
 - (2) 体育関係施設、設備の充実。
 - (3) 会員相互の親睦をはかるための行事。
- 第4条 本会の組織は本部および部会で構成し、事務所は嶺北高等学校内におく。
- 第5条 本会の会員は次のとおりとする。
- (1) 正会員 本校生徒の保護者及び教職員。
 - (2) 特別会員 本校の卒業生。
 - (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者。
- 第6条 本会に次の役員をおき、任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
- (1) 会長は1名とし本会を統括する。
 - (2) 副会長は4名以内とし会長を補佐し会長が事故あるときは代理をする。
 - (3) 幹事は若干名とし本会の事業の推進にあたる。
 - (4) 書記は2名以内とし庶務を掌る。
 - (5) 会計は2名以内とし金銭物品の出納並びに予算決算決定の事務を掌る。なお、会計事務については会長が校長に委任する。
 - (6) 監査は2名以内とし会計の監査にあたる。
 - (7) 役員を選任は年度初めの総会において行う。
- 2 顧問は若干名とし会長が委嘱する。
顧問は会長の諮問に応じて重要事項を評議する。
- 第7条 本会は次の機関をおく。
総会、役員会。
- 第8条 総会は毎年度初めに会長が招集し、出席会員の過半数をもって決議する。
総会の議長は総会で選出する。
- 第9条 総会は必要に応じ嶺北高等学校PTA並びに嶺北高等学校振興会と合同で開催することができる。
- 第10条 役員会は会長、副会長、書記、会計で構成する。
- 第11条 役員会は必要に応じて会長が招集し、付託事項を審議する。
- 第12条 本会は次の経費によって運営する。
- (1) 会費
 - イ 正会員年額2,000円。(但し、教職員は応分)
 - ロ 特別会員年額1,000円以上。
 - ハ 賛助会員年額応分。
 - (2) 寄付金
 - イ 本部寄付金。
 - ロ 部会寄付金。
 - (3) 事業収入
- 第13条 本会の経費の支出は次のとおりとする。
- (1) 主な支出項目。
 - イ 体育関係大会参加費の補助。
 - ロ 合宿及び選手強化の補助。
 - ハ その他必要と認める経費の補助。
 - (2) 支出は役員会の議決及び承認を得て行う。
- 第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

本会会則は昭和44年4月7日より実施する。

本会会則は昭和62年5月20日より一部改正し実施する。

本会会則は平成5年5月29日より一部改正し実施する。

本会会則は平成10年4月25日より一部改正し実施する。

本会会則は平成23年4月29日より一部改正し実施する。

本会会則は平成27年4月25日より一部改正し実施する。